

各実施主体に対し特に今後一層の取組を求めたい事項
(大学入試英語成績提供システム運営委員会)

(1) 検定料について

特に検定料について、受検生の経済的負担を極力軽減できるよう、経済的に困難な受検生への検定料の配慮も含め、可能な限りの努力、配慮を強く求めたい。

(2) 試験実施会場について

原則として毎年度、全都道府県で複数回実施することが期待されていることを念頭に、今後、文部科学省において実施予定の各高等学校等を対象とする意向調査の結果等も参考としつつ、居住する地域にかかわらず、全ての受検希望者が希望する資格・検定試験を過重な負担なく受検できるよう、実施会場の設定について最大限の努力を求めたい。

(3) 障害等のある受検生への合理的配慮について

障害等のある受検生が受検する場合の受検上の配慮については、多様なニーズが想定されることから、可能な限り、広く、弾力的に対応することを求めたい。以下はその例示である。

なお、配慮の在り方については、今後、各実施主体と文部科学省、高等学校、特別支援学校、大学等の関係者による意見交換を通じ、共通理解を形成していくことを求めたい。

① 対象とする障害等の範囲について

・例えば、「視覚に関する配慮事項」、「聴覚に関する配慮事項」は、それぞれ視覚障害、聴覚障害のみを指すものではない。(例：肢体不自由や発達障害等で、視覚認知障害等の視覚に障害のある場合がある。)

・「視覚に障害のある者」、「聴覚に障害のある者」、「肢体不自由のある者」、「病弱者」、「発達障害のある者」の範囲について、それぞれの多様性への理解とそれらを踏まえた適切な対応を求めたい。また「その他の配慮事項」は、これら5種類以外の障害等を指すものである。

② 医師の診断書等の提出について

・障害等の証明のため書類の提出を求める場合、医師の診断書や意見書に限らず、臨床心理士等、医師以外の専門家による診断(評価)や意見書が有効な場合もある。

(参考) 大学入試センター試験では、医師以外の専門家による評価等の文書の提出を求める場合がある。配慮を希望する内容に応じ、高等学校やそれ以外の教育機関等における配慮の状況等や専門家等による所見(状況報告書)の提出を求め、これを踏まえて審査を行っている。

③ 事前の情報公開、相談体制の充実等について

・受けられる配慮の内容や、特定の技能に関する部分の受検を免除する場合の成績表示の在り方等について、あらかじめ受検生や高等学校・大学関係者等が把握できるよう、また、高等学校等との連携が可能となるよう、情報の公開・提供、相談体制の充実等を求めたい。